



## JFE 瀬戸内海ゴルフ倶楽部

### 利用約款

- 第1条 (約款の適用)  
JFE瀬戸内海ゴルフ倶楽部をご利用のお客様(会員・非会員を問わず)は、当倶楽部会則、諸規定並びに、本約款に従ってご利用頂きます。
- 第2条 (利用契約の成立)  
当倶楽部においてプレーされる方は、当日フロントで所定の名簿に署名して頂きます。これにより当倶楽部は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。尚、クラブハウス入場にあたっては、ぞうり、スリッパ、丸首シャツ、ジャンパー等は固くお断りいたします。
- 第3条 (キャンセル料)  
プレーのキャンセルについては、当倶楽部所定の規定に従って頂きます。
- 第4条 (施設利用の拒絶)  
当倶楽部は次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。  
1. 満員でスタート時間に余裕がない場合。  
2. 所定の規定に従った利用申込みをされない場合。  
3. 天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズする場合。  
4. 暴力団等反社会的行動がある団体(法人)の構成員又は関係者並びに暴力的不良行為を行う恐れがある者が当ゴルフ場の施設を利用しようとするとき。  
5. 利用者が公の秩序若しくは善良な風俗に反する服装又は行為(暴力的行為又は恐喝行為)をし、若しくはその恐れがあると認められるとき。  
6. 泥酔又は身体に入墨をしている場合は浴場の利用をお断りします。  
7. その他の事由により当倶楽部を利用されることが好ましくないと認められる場合。
- 第5条 (休場日・開場時間)  
当倶楽部の休場日と開場時刻は別に定めるところによりますが臨時的に変更することがあります。
- 第6条 (貴重品)  
金銭その他の貴重品についてはフロントにお預けいただかない限り、当倶楽部は一切の責任を負いません。お預り品は、貴重品御預袋引換証の持参人に当証と引き換えにお返しいたします。尚、当証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。
- 第7条 (携帯品・自動車)  
携帯品及び駐車場の自動車の盗難、毀損等については当倶楽部はその責任を負いません。
- 第8条 (ロッカー)  
ロッカー内の諸物品に盗難が発生した場合も、当倶楽部はその責任を負いませんので貴重品はフロントにお預け下さい。
- 第9条 (プレーヤーの服装)  
プレーヤーは必ず襟付きのスポーツシャツ(ハイネックを含む)を着用し、半ズボンでのプレーは必ず膝下までのハイソックスをご着用下さい。また、極端なミニスカート、ホットパンツなどはご遠慮下さい。なお、入場に当たって、夏期以外はブレザー着用願います。
- 第10条 (プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)  
ゴルフ場は時により非常な危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任でプレーして頂きます。
- 第11条 (素振り等)  
素振りはティーマーク内の打席又は指定された場所以外ではなさないで下さい。又、打順以外の方は、ティーグラウンドに入らないで下さい。  
バッティンググリーンの周辺でアプローチの練習はご遠慮下さい。
- 第12条 (飛距離の確認)  
プレーヤーは、打球について全責任を負うこととします。キャディのアドバイスの如何にかかわらず、プレーヤー自身の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込むことがないよう打球して下さい。
- 第13条 (フォアキャディの合図)  
フォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を終え、通常の飛距離外に前進したと判断されたときの合図ですから、合図があってもプレーヤーは自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。
- 第14条 (打者の前方に出ないこと)  
同伴のプレーヤーは、危険防止の為、打者の前方には絶対に出ないで下さい。
- 第15条 (隣接ホールの打ち込み)  
隣接ホールの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自分の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。もし隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。
- 第16条 (退避及び退避所)  
先行組のプレーヤーは、後続組に対して打球させるときは、後続組のプレーヤー全員が打ち終わるまで退避所又は安全な場所に退避して下さい。
- 第17条 (ホール・アウト後の退去)  
ホール・アウト後は直ちにグリーンを去り、後続組に打球に対し安全を図り次のホールへ進んで下さい。
- 第18条 (雷鳴・地震のあった場合)  
1. 雷鳴があった場合は、直ちにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避して下さい。  
2. 当倶楽部は地震による災難に対して責任を負いません。地震があった場合は、直ちにプレーを中止し、状況等の判断をしつつ身の安全を図って下さい。
- 第19条 (急患)  
プレーヤーは、自身の健康状態に充分配慮してプレーして下さい。万一施設内で急患がでた場合、倶楽部はできる限り最善を尽くしますが、結果については責任を負うことができません。
- 第20条 (カートの取扱い)  
カートは通常キャディが運転しますが、止むを得ずプレーヤーが運転する場合は、事故のないよう注意して下さい。
- 第21条 (火気使用の禁止)  
コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁とします。マッチの燃えがら、煙草の吸いがらは完全に消して灰皿にお入れ下さい。
- 第22条 (違背の場合の責任)  
利用者が第10条・第11条・第12条・第13条・第14条・第15条及び第21条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、並びに第10条・第14条・第15条・第16条・第17条・第18条・第20条及び第21条に違背し、自ら傷害等の被害を受けた場合は、当倶楽部は一切損害賠償等の責任を負いません。
- 第23条 (プレー終了後のクラブの確認)  
プレーヤーは、プレー終了後、自身のゴルフクラブを点検し間違いのないよう慎重に確認し、所定の用紙にサインして下さい。  
確認後におけるクラブの不足・損傷等については当倶楽部は責任を負いません。
- 第24条 (施設に損害を与えた場合)  
利用者の故意又は過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害に対して賠償責任をとって頂きます。
- 第25条 (施設への持込品)  
施設内に下記のものを持込むことを禁止いたします。  
1. 動物等ペット類。  
2. 著しく悪臭を放つもの。  
3. 鉄砲刀剣類。  
4. 発火・爆発のおそれのあるもの。  
5. 騒音を発するもの。
- 第26条 (行為の禁止)  
施設内で下記の行為は禁止いたします。  
1. とばく・その他風紀をみだす行為。  
2. 物品販売・宣伝広告等の行為。  
3. 利用者以外のコース内立ち入り(特に許可する場合は除く)。  
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為。
- 第27条 (本約款の変更手続)  
本約款は(株)JFE瀬戸内海エンタープライズと倶楽部理事会が協議のうえ変更することが出来ます。

本約款は、平成19年8月1日から施行します。

JFE 瀬戸内海ゴルフ倶楽部

〒714-0063 岡山県笠岡市鋼管町19番地の2  
TEL.(0865)66-4570